附 犯 罪 帯 被 決 害 者 · 等 の 権 利 利 益 の 保 護 を 义 る た め の 刑 事 訴 訟 法 等 の 部 を 改 正 す る 法 律 案 に 対 す る

政 府 及 び 最 高 裁 判 所 は、 本 法 の 施 行に当 た ָנו י 次 の 事 項 に つ しし て 格 段 の 配 慮 を すべきで あ

罪 人 の 被 犯 権 害 罪 利 者 被 等 が 害 適 者 の 切 権 等 利 が に 利 保 刑 障 事 益 さ の 裁 保 れ 判 る 護 に j が 参 う、 +加 分に す 制 る 巡 度 制 の 5 度 は、 公 れ 正 るとともに、 かつ 当事 適 正 者 主 な 義 運 過 の 営 度 理 に の 念 配 報 を 意 復 前 す 感 提 ること。 情 ح ゃ ŕ 重 罰 そ の 化 を 実 招 施 くことなく、 に 当 たっては、 被 犯

及 犯 罪 内 容 被 に 害 つ 者 しし 等 て の 玉 保 護 民 に 支 援 対 U 。 十 を 义 分な る た 周 め 知 に を は 义 玉 ること。 民 の 理 解 لح 協 力 が 必 要であることに か h が み、 本 法 の 趣 旨

Ξ + 分 刑 义 事 5 裁 れ 判 る の よう努め 手 続 に お ること。 11 て ιţ 被 害 者 参 加 人 لح なっ た 者 に 限 5 ず、 犯 罪 被 害 者 等 لح 検 察 官 لح の 意 思 疎 通 が

四 本 法 犯 罪 施 行 被 後 害 者 の 等 制 が 度 刑 の 事 実 裁 施 判 状 に 況 ゃ 参 加 対 する 象と 制 な 度 5 及び な L١ 損 犯 害 罪 の 賠 償 被 害 命 令 者 制 等 度 ح の の 対 権 象と 衡 等 なる被 を 踏 ま え 告 事 て 件 検 の 討 範 を 井 行うこと。 に つい て は

五 乱 裁 判 を 犯 生 員 罪 ずるこ が 被 本 害 者 制 ع 等 度 の が の な 趣 刑 旨 事 ١J を十 よう、 裁 判 分に に 万 参 全 理 加 を期 解 する制 することができるよ すること。 度 及び 裁 特に、 判 員 制 う 被 度 配 害 の 者 意 実 すること。 参 施 加 時 人に 期 が ょ 近 る 接 し 量 刑 て に 61 ること 係 る 意 に 見 か に つ h が 61 か て は 混

六 判 ラ 1 記 犯 バ 録 罪 シー の 被 閲 害 者 覧 の 侵 及 等 害 び ^ を生ずることの 謄 の 当 写 の 該 範 犯 井 罪 拡 に 係 大 ない に る 情 つ ょ L١ 報 う、 τ の は、 提 十分配· 供 につ 当 該 意すること。 ١J 公 判 て は、 ^ の 不 当 そ の 尊 な 厳 影 を 踏 響 ゃ まえ 被 告 た 対 人 を 含 応 を す む 関 るとともに、 係 者 の 名誉 プ 公

七 ため 犯罪被害者等に対する給付制度 の 施 策の 充実に努めること。 (の抜-本的見直し ) 等、 犯罪: 被害者等の精 神 的 経済的支援及び被害回 復 の

八 等の支援 後 も本法の施行状況、 犯罪 被 の 害者等の支援には多方面 )在り方について引き続き検討を行うこと。)施行状況、犯罪被害者等の要望、諸外国の の施策が関 わってくることから、 の 犯罪被害者支援政策等を踏まえながら、 関 係府省庁等 は 層緊密に連 犯罪被害者 携 ŕ 今

右決議する。